

令和4年6月7日

令和4年  
第2回野洲市議会定例会  
発議書

野洲市議会

発議第1号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

提出者 野洲市議会議員 奥山 文市郎

提出者 野洲市議会議員 山本 剛

提出者 野洲市議会議員 津村 俊二

提出者 野洲市議会議員 田中 陽介

提出者 野洲市議会議員 小菅 康子

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中カを削り、キをカとし、同項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 市立野洲病院の所管に属する事項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月7日

# 令和4年第2回野洲市議会

定例会 発議書関係資料

野洲市議会

野洲市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 【略】 （常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p>ア 政策調整部の所管に属する事項</p> <p>イ 総務部の所管に属する事項</p> <p>ウ 市民部の所管に属する事項</p> <p>エ 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>オ 議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項</p> <p>カ <u>市立野洲病院の所管に属する事項</u></p> <p>キ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>イ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p>— _____</p> <p>ウ <u>教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3)・(4) 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p>ア 政策調整部の所管に属する事項</p> <p>イ 総務部の所管に属する事項</p> <p>ウ 市民部の所管に属する事項</p> <p>エ 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>オ 議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項</p> <p>— _____</p> <p>カ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>イ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>市立野洲病院の所管に属する事項</u></p> <p>エ <u>教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3)・(4) 【略】</p>

3 【略】

第3条～第13条 【略】

第2章 招集、審査等及び規律

第14条～第21条 【略】

第3章 公聴会

第22条～第27条 【略】

第4章 参考人

(参考人)

第28条 【略】

第5章 記録

(記録)

第29条 【略】

第6章 補則

(委任)

第30条 【略】

付 則

1・2 【略】

3 【略】

第3条～第13条 【略】

第2章 招集、審査等及び規律

第14条～第21条 【略】

第3章 公聴会

第22条～第27条 【略】

第4章 参考人

(参考人)

第28条 【略】

第5章 記録

(記録)

第29条 【略】

第6章 補則

(委任)

第30条 【略】

付 則

1・2 【略】

付 則

この条例は、公布の日から施行する。